



114
A 679



大正十一年四月
隈候爵郵寄贈

朝鮮國に出張する其分は正書にて出されし
とある所傳は熟漢語に更けて米利思子作
り有る青空に霞を透す波は其の如く然何と
思ふに其集りたる如く能く先般原原爲り
家役語に近き事なりと云ふ食は極楽地
折動行の如くは 文子に可憐な折動
新玉の来り美しき自然交情の原に

1120



同藩の事向分は能く... 事務審
 陸軍部は其の事務を... 韓人の控行
 一節水部... 陸軍部... 韓人...
 可成り... 同藩... 至急...
 事の上... 同藩... 陸軍部...
 同藩... 陸軍部... 陸軍部...
 前々...

同藩の事向分は能く

先般朝鮮... 國事務... 同藩...
 振込... 同藩... 陸軍部...

同藩の事向分は能く... 事務審
 陸軍部は其の事務を... 韓人の控行
 一節水部... 陸軍部... 韓人...
 可成り... 同藩... 至急...
 事の上... 同藩... 陸軍部...
 同藩... 陸軍部... 陸軍部...
 前々...

同藩の事向分は能く... 事務審
 陸軍部は其の事務を... 韓人の控行
 一節水部... 陸軍部... 韓人...
 可成り... 同藩... 至急...
 事の上... 同藩... 陸軍部...
 同藩... 陸軍部... 陸軍部...
 前々...

不致人々之上生禁害も而女身形然此處正
本中身多然同儒、移る古利屋ヲ以て四米
國斗、再結末、了有一旦此處山、在
此言、忽ち人民國窮、もその中、委と、多、有、
對、おら、を、本、力、に、依、り、高、く、て、極、仕、を、為、り
三、未、力、く、た、め、
海、の、勢、力、に

朝鮮國尋文ノ美ニ付書契持持旧冬十月

付地ノ着、就、ノ、事、嚴、原、藩、知、事、殿、ヨリ、モ、在、韓、一、

藩、士、八、重、々、ノ、諭、達、有、り、也、其、後、官、吏、ト、協、同、

皇國而度維新政令一途に萬國ノ形勢時世

ノ變革一々多論し諄々忠誠信ノ所在ヲ先々知

彼專ラ先例古格ヲ主張し且訓道ナル者昨年

落馬傷瘡ヲ得ルノ後屢病患ヲ蒙リ人々也、其、官、吏、

ト、公、並、面、接、ニ、至、ラ、ス、其、間、情、對、結、一、兩、國、間、情、實、

ニ、熟、察、仕、裁、内、知、事、殿、ヨリ、家、役、辭、表、ヲ、献、セ、レ、

信、身、吉、岡、以、毅、如、盡、儀、ノ、上、二、月、十、五、日、以、信、再、原、

帰航し熟知事殿買慮ノ出ル所ヲ擇聽致し作處
徴長等 着月スル処ト符節ヲ合スルカ如ク依テ其儀ヲ建
 師決評ヲ奉仰下三月十六日着京仕処豈因米國
 軍艦ヲ彼國ニ度スルノ一舉ニ遇テ安之林太郎一同
 直ニ後韓ハ 今ヲ奉レ同月廿日横濱ヲ着シモ時
 至ルノ間數次書取ヲ以件々奉窺置四月廿日着韓
 ノ上米艦ノ奉節韓都ノ消息等討探致し他如
 先以釜山近傍兵災ノ患之ヲ相察し尙吉同
 香山以下上後米ノ自途ヲ議し五月二日草梁館ヲ
 出レ同申後日取テ歸着尙又知事一奉事畢

招儀し決定ノ目途大畧九ニ陳述仕在以上

未五月廿日 廣津一弘信

一尋文成熟ノ目的、家氏家役ノ名義ヲ廢セラシ
 外國ニ交渉ハ總テ外務省ノ管轄タルキ一定ノ規則
 先下ヲ信知セシムルニ在リ
 一家役ヲ免セシ後后庭原藩吉リ之ヲ韓人ニ布告シニ父
 際ヲ外務官多ニ當セシムル手順及ヒ藩士中ニ於テ
 外務官多ニ任擢シ彼カ或ヒラテ解セシムル等ノ事ハ
 家役即免師決定ノ上尙々明ノ難因アルヘシ
 一吾原藩士ヲシテ韓人ノ將軍ヲ破ラシムル、但對韓兩國

有司ノ私情根元ヲ切斷スルニ在リ其私情根元ヲ切斷
 スルハ亦一途の上スル所ノ宗氏家後ノ名義ヲ廢免スル
 アリ家後ステニ廢スルハ宗氏家後ノ公貿易等隨テ
 其有ニ非ス舞地ノ給与ヲ受ルテ能ハサルヲ決定ス而世情
 實詳悉ニ之ヲ防セサルヲ得ス夫レ宗氏ノ
 朝命ヲ奉シテ一新報知ノ使ヲ差シテヨリ今ニ四年
 同藩ニ於テ百方ノ種書カ苦心アリハ勿論ニ後正四百年
 才藩計ノ羊ヲ韓地ノ給與ニ仰ヒテ幕府モ惜之ヲ
 受シテ習ヒ性ナリ韓地兼全有司ノ交際貿易使節
 接待等ニ關スル者モ亦幾多ノ私利ヲ謀リ来リ候ハ猶

昔時長崎ノ奉行代官年寄宿老以下ノ清高宗廟
 ヲ畫リテ接待セシ中ト其情大ニ相似タリ而シテ其私情ハ
 今更強クニ惡ムヘキトニ無之

ヘキトト同察セラレタト目今韓出入益ヲ棄ルトモ新管轄領細米全
 ニテ傷ノ會計ヲ備フルニ望ル目的ヲ立テ知事宗祿後カニ石一傷
 士祿上下差等ナク十四石ヲ元ル等ノ實ニ知事宗祿後カニ石一傷
 形ハ此邦國ノ給与ヲ仰クカラサル等成心ヲ備ヒメラレタルノ實ニ正
 賢明感スルニ餘リアリ如何セシ後帝ノ恩弊藩債漸ク重リ債未ニテ
 改革ノ良法深慮モ一時忽ク其急ヲ救フ能ハサルノミナラス尚小吏
 下民ノ情ニ至リテハ一月二年ナリハ韓地ノ給与ヲ頼ミトスルノ情アリテ
 制スヘカラサル者ハ實ニ不厚止ノ情ニ出テ決ミテ惡ムヘキノニアラス真ニ可
 憐ノ甚ニキカナ

然レニ韓地ノ如キニ内外安危切迫ノ形勢ニ至リ
 復工或ヒハ遷都ノ説ヲ起シ或ハ開和ノ論ヲ出ス等
 ノ勢アリ随テ國體變革ノ近キニアルヘクタトヒテ家ヲ守出

年切目的ノ事ノニ之ヲ廢セス且洋來船ノ他ノ諸
藩ニ給與スル事ニ等度止スルノ時モ亦遠カラサル
必セリ韓ノ地給與ノ道統ル片ニ必ス 朝廷ノ
惠賜ヲ仰カサルヲ得ク然ラハ則ち後早晩ハ
皇國ノ土金ヲ賜テ 皇國內ノ人民ヲ救ハサルヲ得ス
今 朝廷其機変ニ先ツテ是事宗氏威道船
乃ヒ公和貿易ト稱スルノ得益大約一着右條ノ米
ニ直リ依分ラ藩ニ賜リ後々 新羅韓地
或厚米金等ヲ 閩島ノ士
民忽々朝恩ニ浴ヒテ外地ノ給與ヲ仰カサルノ事
唯誠心ニ行ハ

朝々貫徹韓人善服ヲ得ルノ外其他諸藩士民
ノ心悟既ニ綏服スル片ニ 韓國ノ經國也解ニ至ル
一論ヲ談タス若シ夫他日不得止ノ片ニ処スルト民心
仁惠ニ感深スル輕重深淺更ニ陳上ヲ費サス伏請
明鑑ヲ毛賜ニテ

夕
移
省